宮城県後期高齢者医療広域連合規則第13号(平成19年3月28日)

行政文書管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広域連合長の保有する行政文書の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 行政文書 宮城県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の職員 (以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及びス ライドフィルム(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができ ない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、職員が組織的に用いるも のとして、広域連合が保有しているもの
 - (2) 行政文書の管理 行政文書の分類,作成,保管,保存,廃棄等 (職員の責務)
- 第3条 職員は、広域連合がその諸活動を説明する責務を有することを認識し、常に行政文書の所在を明確にする等行政文書を適正に管理しなければならない。
- 2 職員は、行政文書とそれ以外のものを明確に区別しなければならない。 (行政文書管理責任者)
- 第4条 行政文書の管理を適正かつ円滑に行うため、行政文書管理責任者(以下「管理 責任者」という。)を置く。
- 2 管理責任者は、事務局総務課長をもってこれに充てる。
- 3 管理責任者は、行政文書の管理が適正かつ円滑に行われるための指導及び監督を行 わなければならない。
- 4 各課長は、所掌事務に係る行政文書を特定するための目録を作成しなければならな

い。ただし、その内容が特に軽易な場合は、この限りでない。

(行政文書の分類)

- 第5条 行政文書は、別に定める基準に従い分類し、整理しなければならない。
- 2 前項の基準は、公表するものとする。

(行政文書の作成)

- 第6条 職員は、所掌事務の処理に当たって、軽易なものを除き、その処理内容等を記録した行政文書を作成しなければならない。
- 2 前項の行政文書には、所掌事務に関する意思決定の内容その他事務処理上の重要な 事項を記録しなければならない。

(行政文書の保存)

- 第7条 処理の完了した所掌事務に係る行政文書は保存するものとし、その期間(以下「保存年限」という。)は、30年、10年、5年、3年又は1年とする。ただし、その内容が特に軽易な場合は、この限りでない。
- 2 保存年限の設定は、各課長が管理責任者と協議して行うものとする。
- 3 各課長は、保存年限を延長することができる。
- 4 保存年限の基準は、別に定め、公表するものとする。
- 5 保存年限が1年の行政文書は、各課長が保存しなければならない。
- 6 保存年限が3年以上の行政文書は、管理責任者が保存しなければならない。ただし、 各課長が必要と認める行政文書については、当該課長が保存することができる。

(行政文書の廃棄)

- 第8条 保存年限を経過した行政文書であって各課長が保存しているものは、当該課長が廃棄するものとする。
- 2 保存年限を経過した文書であって管理責任者が保存しているものは、管理責任者が 当該行政文書を保管していた課長と協議の上、廃棄するものとする。

(電磁的記録の管理)

第9条 電磁的記録については、前4条の規定にかかわらず、その種別、情報化の進展

状況等を勘案して別に定める方法により管理するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、行政文書の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。